

農業者戸別所得補償制度の目的と実績について

概要

- 農業者戸別所得補償制度は販売価格と生産コストの恒常的な赤字を全国一律単価で補てんすることで、農家所得の安定と、着実な構造改革の両方を実現する制度であった。
- 実施にあたっては、新たな財源を国民へ負担を求めることなく、農林水産関係予算の組み替えによって行い、“バラマキ”との指摘はあたらない。
- 他方、制度開始時、全国一律の単価を設定することなどにより、大規模農家にインセンティブが生じるよう設計したことで、集落営農数の増加など、農業の抱える構造的な課題に徐々に効果が発現することとなった。

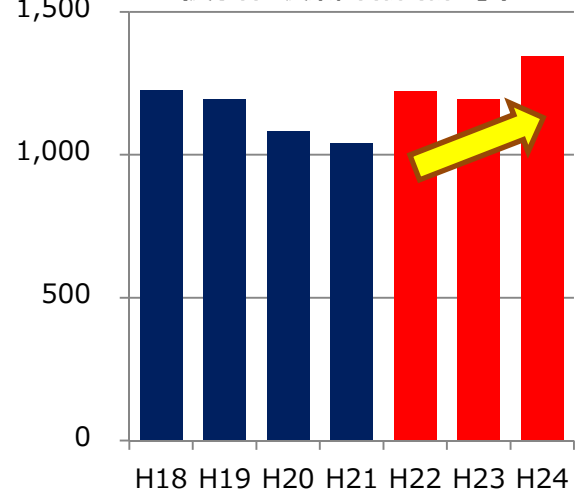
【制度実施に伴う効果】

(1) 農家所得の向上

制度導入直後の2010年は、米価下落の影響で稲作収入は下落を見込んでいたが、戸別所得補償制度のモデル事業を開始し、水田作の農業所得が前年比で37.3%増加したため、1経営体当たりの農業所得は17.4%増加した。

1経営体あたりの農業所得の変化

(農水省「農業経営統計調査」)

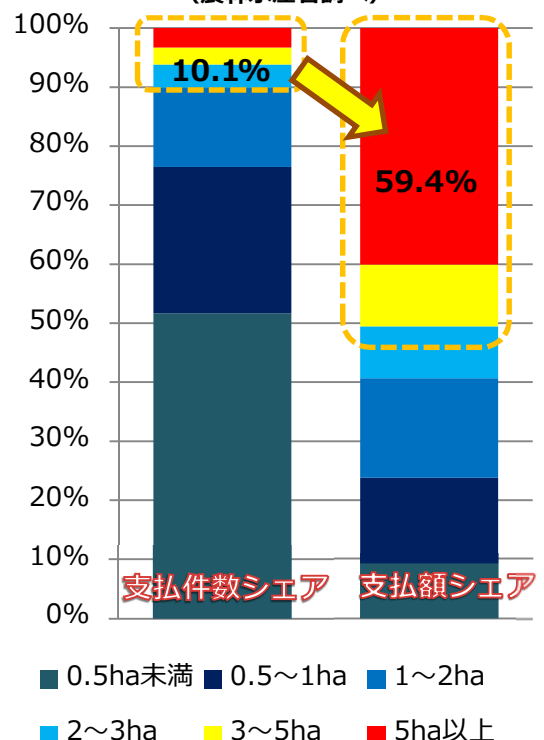


(2) 大規模農家のメリット向上

2ha以下の作付面積の農家の場合、制度に加入した場合においても、コスト割れを起こしており、小規模農家よりも大規模農家にインセンティブが生じやすい制度設計となっている。そのため、総予算の約6割は、耕地面積2ヘクタール以上の規模の大きな農家に配分されることとなった。

米の所得補償交付金の作付規模別支払状況

(農林水産省調べ)



(3) 集落営農数の増加

2ha以下の作付面積の農家の場合、制度に加入した場合においても、コスト割れを起こしていることから、営農形態の規模拡大のメリットが大きく、また、集落営農組織に対して10a控除の特例が認められたこともあり、集落営農数を一層増加させることとなった。

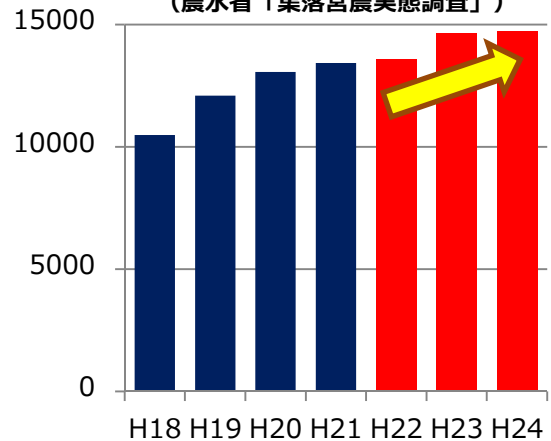
(注) 集落営農数の増加率

(平成24年時点・対平成18年度)

- 1位 栃木県 (6.6倍)
- 2位 群馬県 (3.9倍)
- 3位 静岡県 (3.6倍)、
- 4位 奈良県 (2.6倍)
- 5位 香川県 (2.5倍)

集落営農数の変化

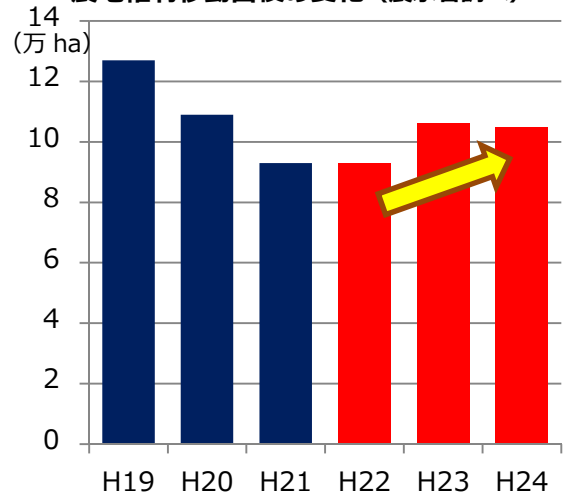
(農水省「集落営農実態調査」)



(4) 農地権利移動面積の増加

大規模化のメリットが働いたことで、それまで減少傾向にあった農地の権利移動面積の減少に平成22年に歯止めがかかり、平成23年から増加に転じ、農地の集約が着実に進んでいた。

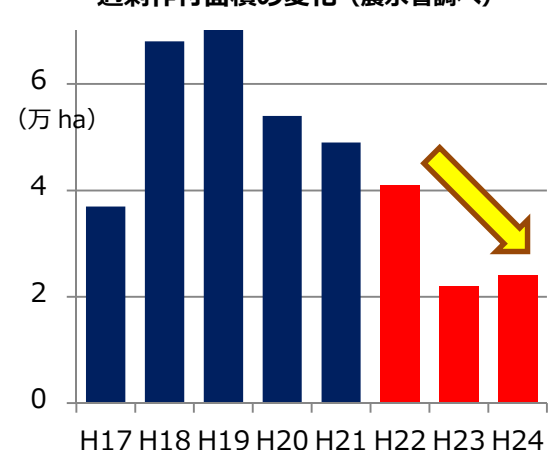
農地権利移動面積の変化 (農水省調べ)



(5) 過剰作付面積の減少

交付金が支払われることで、経営の見通しがつきやすくなり、過剰作付面積が減少し、需給が引き締まることで米価の安定に寄与した。

過剰作付面積の変化 (農水省調べ)



【制度廃止の影響】

○戸別所得補償制度は、加入者の約7割から高い評価を得ており、これまで解決の道筋の見えなかった様々な課題について、徐々に解決へ向けた効果が発現していた。

○しかし、突然の交付金半減、将来的な廃止、生産調整制度の廃止などが続き、先行きの見得なくなった米価は史上最悪の下落を記録した。日本の農業が抱える課題を一步前へ進めるため、戸別所得補償制度の復活が急務。